

## 介護老人保健施設きなん苑管理会議要綱

(平成25年11月1日要綱第5号)

### (目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）は、常に利用者、家族及び地域住民により良いサービス提供し、施設運営及び経営を向上発展していくために介護老人保健施設きなん苑管理会議（以下、「管理会議」という。）を設置する。

### (議題)

第2条 管理会議は前条の目的を図るため、次のことについて検討する。

- (1) 施設運営改善のための検討及び具体的対策
- (2) 施設経営のための検討及び具体的対策
- (3) その他、きなん苑の施設運営及び経営の向上発展のため必要な事項

### (構成員)

第3条 管理会議の構成員はきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
  - (2) 副施設長
  - (3) 看護師長
  - (4) 看護主任
  - (5) 介護主任
  - (6) 相談室主任
  - (7) リハビリ主任
  - (8) 管理栄養士
  - (9) 事務課長
- 2 管理会議には議長をおき、施設長がこれにあたる。
  - 3 議長は管理会議を統括し、管理会議を代表する。
  - 4 副議長は議長が指名し、議長に事故があるときその職務を代行する。

### (開催)

第4条 管理会議は毎月第1火曜日16時から開催し、施設長が招集する。但し、施設行事等があるときは、別の日に施設長が招集することができる。

- 2 採否を要する案件については、出席者の過半数をもって管理会議の意見とし、施設長は管理会議の意見を尊重するものとする。

- 3 管理会議は必要に応じて構成職員以外のものに対し、会議への出席、意見または資料の提出を求めることができる。
- 4 管理会議は必要に応じて小委員会を設置することができる。

(民主的な人間関係の形成)

第5条 管理会議は職種、職位に関わらず職員が施設運営、経営の向上に関して自由に発言できるように努めなければならない。

(事務局)

第6条 管理会議の事務局はきなん苑副施設長に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、管理会議の運営に関して必要な事項は施設長が定める。

附則(平成25年11月1日要綱第5号)

この要綱は平成25年11月1日から施行する。

附則(平成27年2月1日要綱第7号)

この要綱は平成27年2月1日から施行する。